

○農業保険法施行規則第四十条第一号の牛の出生後第五月の月の末日前の日及び同条第二号の馬の出生の年の末日前の日を定める件

(制定…平成三十年三月十四日農林水産省告示第五百四十六号)

(最終改正…令和八年三月三十日農林水産省告示第四百五十八号)

農業保険法施行規則(平成二十九年農林水産省令第六十三号)第四十条第一号及び第二号の規定に基づき、同条第一号の牛の出生後第五月の月の末日前の日及び同条第二号の馬の出生の年の末日前の日を次のように定める。

1 農業保険法施行規則(以下「規則」という。)第四十条第一号の規定により農林水産大臣が定める牛の出生後第五月の月の末日前日は、次に掲げる地域にあつては、出生後第四月の月の末日とする。

宮城県

山形県

富山県

長野県

鳥取県

香川県

2 規則第四十条第二号の規定により農林水産大臣が定める馬の出生の年の末日前の日は、北海道の区域にあつては出生後第二月の月の末日、鹿児島県の区域にあつては出生後第五月の月の末日とする。

#### 附 則

この告示は、平成三十年四月一日から施行する。

附則（令和八年三月三十日農林水産省告示第四百五十八号）

この告示は、令和八年四月一日から施行する